

病第2号議案

横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正

横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年12月6日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年12月横浜市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項第2号中「25人」を「33人」に改める。

本則に次の1条を加える。

（附属機関）

第8条 法第14条の規定に基づき、別表の中欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の委員（臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委員を除く。）の定数は、別表の右欄に掲げる委員の定数のとおりとする。

3 前項に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、病院事業管理者が定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条第1項及び第2項）

附属機関	担 任 事 務	委員の定数
------	---------	-------

横浜市立病院経営評価委員会	病院の経営状況の点検、評価その他病院事業管理者が必要と認める事項についての調査審議に関する事務	10人以内
横浜市立みなと赤十字病院指定管理者選定委員会	横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の候補者の選定等についての調査審議に関する事務	10人以内
横浜市立脳血管医療センター介護老人保健施設指定管理者選定委員会	横浜市立脳血管医療センターに附置される介護老人保健施設の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務	10人以内

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第4条第6項第2号の改正規定は、平成24年1月4日から施行する。

提 案 理 由

横浜市立脳血管医療センターに附置される介護老人保健施設の定員を変更するとともに、横浜市立病院経営評価委員会等を設置するため、横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市病院事業の設置等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（経営の基本）

第4条 （第1項から第5項まで省略）

6 第3項の規定に基づき横浜市立脳血管医療センターに附置される介護老人保健施設の定員の計画は、次のとおりとする。

（第1号省略）

(2) 介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション及び同法第8条の2第8項に規定する介護予防通所リハビリテーションを受けることができる者 $\frac{33 \text{ 人}}{25 \text{ 人}}$

（附属機関）

第8条 法第14条の規定に基づき、別表の中欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の委員（臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委員を除く。）の定数は、別表の右欄に掲げる委員の定数のとおりとする。

3 前項に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、病院事業管理者が定める。

別表（第8条第1項及び第2項）

附属機関	担 任 事 務	委員の定数
横浜市立病院経営評価委員会	病院の経営状況の点検、評価その他病院事業管理者が必要と認める事項についての調査審議に関する事務	10人以内

病第2号

<p>横浜市立みなと赤十字病院指定管理者選定委員会</p>	<p>横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の候補者の選定等についての調査審議に関する事務</p>	<p>10人以内</p>
<p>横浜市立脳血管医療センター介護老人保健施設指定管理者選定委員会</p>	<p>横浜市立脳血管医療センターに附置される介護老人保健施設の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務</p>	<p>10人以内</p>